

少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策  
「郵便サービスのあり方に関する検討」答申（案）  
に係る意見募集において提出された意見  
及び意見に対する郵政政策部会の考え方（案）

令和元年 9 月 10 日  
情 報 通 信 審 議 会  
郵 政 政 策 部 会

少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策  
「郵便サービスのあり方に関する検討」答申（案）に係る意見募集において提出された意見  
及び意見に対する郵政政策部会の考え方（案）

1. 意見募集期間

令和元年8月8日（木）から同年8月27日（火）まで

2. 提出意見数

69件（個人：37件、法人・団体：6件、匿名：26件）

※ 提出意見数は、「少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策～郵便サービスのあり方に関する検討～答申（案）」に対する意見提出者数としています。

※ 本意見募集とは関係のない御意見（1件）に対して、郵政政策部会の考え方は示しませんが、意見として承っております。

少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策「郵便サービスのあり方に関する検討」答申（案）に係る意見募集において提出された意見及び意見に対する郵政政策部会の考え方（案）

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
1	<p>親戚や友人知人宛の私信で郵便サービスを利用しています。</p> <p>翌日配達が生々日配達になることはやむを得ないと思いますが、木曜差し出しの普通郵便が月曜配達になるのは少し遅いと思います。</p> <p>週の半ばの木曜日に出して配達が生々明けとなると、お礼状や旅先からの便りがタイミングを逃してしまって私には使いづらくなります。かといって、速達にすれば相手を驚かせてしまいます。</p> <p>個人から個人宛の「お手紙」を土曜日にも配達していただく仕組みを作ることはできませんか？</p> <p>ダイレクトメールや荷物（ゆうメール）については、郵便サービス見直しが要望通りに実現すると、月曜夜間の再配達が生々するのではないかと心配です。土曜配達休止と翌日配達廃止に加えて、当日再配達が生々局設置のはこぼす受け取りのみにして、自宅や指定場所への再配達が生々日以降でいいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しと考えております。</p> <p>今回のサービス見直しを実施するに当たっては、日本郵便において、見直しの内容や時期に関する十分な周知を着実に実施するとともに、郵便サービスが国民とともに発展していくために必要な見直しであること等について、丁寧に国民の理解を求めていくことが必要と考えております。</p>
2	<p>サービスの質（利便性など）を落とすのであれば対価が必要です。</p> <p>この場合、郵便料金の引き下げや給料の引き下げが当然だと思います。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>今回のサービス見直しが生々された場合にも、日本郵便においては、業務の効率化等の一層の経営努力を行っていくことが必要であると考えております。</p> <p>なお、日本郵便は、引き続き速い送達を望むニーズに対しては、土・日曜日の配達にも対応している速達郵便物の料金を引き下げ、利用しやすくする方針を表明しております。</p>

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
3	<p>土曜日配達無しは困ります。 知恵出し合い、土曜日配達が出来るとの仕組みを考えてください。 郵便局の保険は他社でも加入できますが、郵便の配達には郵便局でしかできません。 保険の取り扱いをなくして、郵便配達に人材をまわしては。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しであると考えております。</p>
4	<p>翌日及び土曜日の配達を中止するのであれば、他の業者が信書を扱えるよう変更してもらいたい。 消費税増税に伴いインボイス制度が導入されることにより、法人の信書が増える可能性がある。月末月初など請求書等が木曜日投函で月曜日まで配達されないのは不便である。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しであると考えております。</p> <p>なお、信書の送達事業については、平成 15 年 4 月、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号。以下「信書便法」という。）が施行され、民間事業者の参入が可能となっております。</p>
5	<p>信書について郵便局が事実上独占している限り、土曜配達の廃止は反対です。 ゆうパックは土曜配達廃止してもいいと思います、他業者で代替ができますので。 信書の土曜配達をやめるのなら、一般信書便事業に業者が参入しやすく規制を緩和するか、信書の条件を緩和するか、ユーザーが代替サービスを選べるようにしてほしいです。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しであると考えております。</p> <p>信書の送達事業については、平成 15 年 4 月、信書便法が施行され、民間事業者の参入が可能となっております。</p> <p>全国全面参入型の一般信書便事業については、日本郵便との間の対等な競争条件を確保し、一般信書便事業者によるクリームスキミング（採算性の高い地域又は特定の需要者層のみに特化した形での参入）により郵便のユニバーサルサービスの維持に支障が生じることを防止するため、一般信書便事業の</p>

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
		許可の基準等についても一定の規律を設けることが必要と認識しております。
6	<p>郵便局の制度では、今のデジタル化社会での時代に合わない構造だと思いますので、計画的に郵便局を「削減（ディクリース）」する事が望ましい事と、私は考えます。具体的には、郵便局の業務が、「土曜、日曜日、祝日」等に郵便サービスが停止しても、私し個人は賛成です。</p> <p>例えばですが、私の場合では、友達がいないので、年賀状の送付は、必要が無い状態で、年末年始に年賀状の送付サービスが出来ない状態でも、私は困らないです。要約すると、郵便局を「倒産（バンクrupt）」させる事が国家として、困ると言う問題が有れば、バランス良く郵便局を維持する事で、郵便サービスの量を「削減（ディクリース）」する事が望ましい構造と、私は考えます。要するに、郵便サービスを維持したいので有れば、「ルーチンワーカー（単純労働者）」での「事務系（クラーク及びピロー）」の「人員（ヒューマンリソース）」も、「削減（ディクリース）」し、「情報技術（IT）」における「設備投資（ファシリテーション）」を導入し、「エキスパート（高度専門性）」及び「スペシャリスト（専門性）」の「人材（ヒューマンリソース）」を「変換（シフト）」するべきと、私は考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人①】</p>	<p>今回の郵便サービスの見直しについては、賛成の御意見として承ります。</p> <p>郵便局の設置につきましては、ユニバーサルサービスの維持のため、日本郵便株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）及び同法施行規則（平成 19 年総務省令第 37 号）において、日本郵便に対して設置基準に基づく設置が義務づけられているところです。</p> <p>その他の郵便サービス維持に関する御意見につきましては、今後、郵便サービスのあり方の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
7	<p>どんな僻地にでも、どんな悪天候の中でも、毎日配達されている局員さんを、日本の宝だと思っています。だからこそ、日々の生活に不安のない公務員待遇にすべきだと思います。</p> <p>郵便部門だけでも、国営に戻すことは不可能なのではないでしょうか？郵政民営化は失敗だった、と言われていました。大切なインフラは、民営化すると弊害が起きます。日本人の魂ではないのでしょうか？きめ細やかな郵政は。</p> <p style="text-align: right;">【個人②】</p>	御意見につきましては、今後、郵便サービスのあり方の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。
8	<p>これを決定する前に、郵便法で有利になっている部分の市場を開放して民間企業が参入できる状態にしてから、これら答申を実施すべき。</p> <p>例えば、信書等の法律。郵便局が土曜の配達をやめても市場要望があれば、そこに特化したサービスは、他の企業での対応の可能性があると考えます。そうすれば、本当に利用者目線に立ったサービスレベルになるのでは。</p>	<p>今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しであると考えております。</p> <p>なお、信書の送達事業については、平成 15 年 4 月、信書便法が施行され、民間事業者の参入が可能</p>

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	<p>一律のサービスレベルを維持することが企業努力としてできないと判断したのであれば、その部分に対しては他の民間企業の参入を許すべきなのは。</p> <p>このような答申がでるといことは、郵便サービスを一つの企業で実施する時代は終わったと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人③】</p>	<p>となっております。</p>
9	<p>郵便局は元の国の管轄で公共で運営した方が良いんじゃないでしょうか。</p> <p>小泉元総理の民営したかったことって、結局外国に合わせた感じで先通りでスタイリッシュで格好いいつもりだったのか、郵便局にとって負担が多くなっただけでメリットどころかデメリットばかり。</p> <p>知人の郵便局員さんはノルマばかり増えたと嘆いています。</p> <p>民営化した直後に、民営の宅急便同様のサービスを課せられ、無理な仕事をいきなり始めなければいけなかった局員さんが気の毒でした。</p> <p>そんな現状なのに、小泉元総理は知らん顔でした、韓国の輸出制限緩和も酷い、この人は自民党を壊すわ、日本にとってためにならない改正ばかりで本当に疫病神です。</p> <p>こんな人が考えた郵便局民営化はもうやめた方が、良いです。</p> <p>郵便がどんどん高くて利用しにくいし大事な書類を配達しているのに民営化のせいですさんな扱いされてはたまったもんじゃない。</p> <p>あと、人数も減ってるし。</p> <p>元の国の管轄で公共で運営した方が良いです。</p> <p>局員さんが無理な仕事をさせないためにも。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>御意見につきましては、今後、郵便サービスのあり方の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
10	<p>1. 今回の修正法案は、抜本的な改革とはなっていないと考えます。一時的に利益が捻出されるとしても、将来の郵便物減少は否定できず、収益は減少します。抜本的には、小泉政権の時の郵政民営化を行うことだと考えます。現行のままでは、法令に縛られ自由な活動ができないと考えます。</p> <p>2. 郵政民営化と同時に、「定形郵便物」のみを郵便局扱いとし、それ以外は「宅配」扱いとし別会社を設立しそちらへ移行すべきだと思います。</p>	<p>今回の郵便サービスの見直しが実現された場合であっても、当該見直しによる収支改善効果は一時的なものであると認識しております。</p> <p>国や日本郵便においては、事業環境の変化を正確に捉え、長期的な視点に立って、既存の枠組みにと</p>

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	3. 仮に今回法改正されても、早急に抜本的な改革を行うべきです。血税を大切に運用してください。 【個人④】	られずより広い視野で、サービスのあり方を不断に検討することが必要と考えております。
11	土曜日休配は、簡易保険の何らかの補填の負担を国民に押し付けているだけで、郵便料金の値上げも含め、自分たちで責任を取ろうとする態度が全く見えないので反対である。 【匿名】	今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しであると考えております。 なお、本答申案は、日本郵便が提供する事業のうち、郵便事業についてとりまとめたものであり、ご指摘の保険窓口業務に関する議論とは分けて考えることが必要と認識しております。
12	内容を大まかに読ませていただきました。 郵便を大量に使用する利用者や郵便局の内部の人たちの意見ばかりで、実際に配達を受ける地方の利用者の意見が全くといっていいほど入っていませんでした。 内部の経営者の意見では「内部の社員の給与を安く抑えているが、一時雇用の人たちの経費が上がって人員の確保が難しい」というような内容が見られましたが、このような認識は郵政事業の継続性に問題を来す恐れがあります。 土日の配達ですが、ゆうパックなどの配達が行われなくなれば、他の事業者に乗り換える人々を誘発する恐れがあります。 はがき、手紙などの信書に関する規定も変更して、全国展開・均一料金・配達期限設定して他の流通業者にも道を開いた上で料金を見直す必要があると思います。 地方の過疎地域についても、社会インフラが十分に無くなってきている状態で郵便局自身の経営が成り立たない状態になってきていると思います。その中でも、地方産品をインターネットで取り扱うところもかなり出てきています。このようなところでは、以前は郵便局がかなり扱っていましたが、最近では他の流通業者が入っていて、郵便局では無くなっている事例がたくさんあります。一番日本国内に多い郵便局では無く他の事業者になっているのか解析して対応をとらないと、いずれ郵便局の存在意義がなくなってくると思います。	今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しであると考えております。 また、今回の見直しは普通扱いの郵便物に関するものであり、ゆうパックなどの荷物の配達については、引き続き現在のサービス水準が維持されるものと承知しております。 なお、本答申案は、総務省が全国の個人及び法人利用者に対して実施したアンケート調査の結果や論点整理案への意見公募の結果等を踏まえて検討を行い、とりまとめたものです。 その他郵便局のあり方に関する御意見につきましては、平成30年7月10日付け答申において、郵便局の利便性向上策を実現するために必要と考えられる方策等につきまして提言しております。

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	<p>現に、私自身を見ても郵便局の利用はかなり減ってきています。電子メールに大部分が移行しており、一般的な人は、年賀状くらいしか郵便局を利用しないのでは無いでしょうか？</p> <p>都市での郵便局の取り扱いを基準に考えられても全国には適応できないと思います。都市でも、高層マンションへの配達と同様の事例になると思います。</p> <p>他社が、行っていることを追従する内容にしかになっていないので、斬新性は無く良い無いとは思いません。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑤】</p>	
13	<p>かんぽ不正契約問題で明らかになった日本郵便(株)の営業実態はまるで反社のそれであり、これ以上の利用者不利益、社会への悪影響はない。</p> <p>その背景には、政治に翻弄され経営環境に難があったことや、巨大組織の弊害である風通しの悪さ等があったと考えられ、多少のサービス低下を招いてでも、不正の温床となった非合理的な経営環境及び組織の抜本的な改革が急務であり、それこそが日本郵便(株)の経営改善と持続可能な郵便サービスにつながると考えるため、下記のとおり提案する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 日本郵便(株)の経営改善に向けた取組について</p> <p>(1) 財務面の経営改善について</p> <p>ア. 関連法改正等を含め、ユニバーサルサービス制約を見直すべきである。</p> <p>他国にない「銀行窓口業務」及び「保険窓口業務」はユニバーサルサービスから外すべきである。こうした制約の多さが日本郵便(株)の経営環境を難しくしていると考えためである。</p> <p>イ. 日本郵便(株)の要望に加えて、再配達を廃止し郵便局窓口等での受取とすべきである。</p> <p>委員会ヒアリングで、再配達により特に夕方以降や休日の業務量が増加しているとの現場の声が挙がっているためである。</p>	<p>今回の郵便サービスの見直しについて、賛成の御意見として承ります。</p> <p>今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しであると考えております。</p> <p>なお、今回の見直しが実現された場合にも、日本郵便においては、人手不足や人件費の高騰といった経営課題も含め、安定的に事業運営を維持できるよう一層の経営努力を行っていくことが必要であると考えております。</p> <p>郵便物の形状、種類等の整理に関する御意見につきましては、日本郵便では、商品体系の簡素化を含め、商品やオペレーション体系の一体的な見直しに努めるものと聞いていますが、今後も、長期的視点に立ち、郵便事業を継続的に維持できるような方策を不断に検討することが求められると考えております。</p> <p>また、RPA や AI 等新技術導入による生産性向上に関する御意見につきましては、現在、日本郵便に</p>



No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	<p>ウ. 定形外郵便の大幅値上げや取扱う形状、種類、サービスの整理を実施すべきである。 委員会ヒアリングで、郵便物の大型化や形状の多様化に対応できず、手作業での区分が夜間深夜帯の作業につながっているとの現場の声が挙がっているためである。</p> <p>エ. 全国一律料金を弾力化し、郵便料全般の値上げと距離別料金導入を実施すべきである。 民間企業の持続可能な事業として採算性を考慮すれば、ユーザーへの転嫁も必要であると考えられるためである。需要が減少傾向にあるのであれば、値上げしなければ採算が取れず、また、値上げしても一般利用者(国民)は利用頻度が少なくなっておりさほど困らないと考える。</p> <p>オ. 全国戸別配達を弾力化し、欧米のように地域の商店等への受渡委託等を実施すべきである。 それに伴い配達社員数や郵便局数も整理でき、人件費及び維持管理費を削減できると考えるためである。</p> <p>(2) 管理面の経営改善について</p> <p>ア. 日本郵便(株)支社及び本社のホワイトカラーについて、RPA や AI 等新技術導入による生産性向上及び人員削減、年功序列的給与体系の廃止等をすべきである。 ホワイトカラーの人件費は削減できると考えるためである。</p> <p>イ. 外部有識者を交えた上で、配達社員に魅力的なキャリアアップ制度や、日本郵便(株)全社に係る適切な成果主義的評価指標及び給与体系等を再構築すべきである。 少子高齢・人口減少社会の物流業界における人手不足は深刻であり、郵便事業に不可欠な配達社員の人材確保のためには抜本的な待遇改善が必要だと考えるためである。</p> <p>ウ. トヨタグループの分野横断的な「BR 組織」、イオングループの職場提案を推進する「AEON360 活動」等の組織改善策を取入れるべきである。</p>	<p>おいては、自動運転、ドローン等の先端技術の活用が検討されているところですが、更なる最新のテクノロジーの活用や経営資源の有効活用を通じた業務の効率化は、今後の日本郵便における課題の一つと認識しております。</p> <p>大型の郵便物の区分作業機械化に関する御意見につきましては、日本郵便において、郵便の大型・多様化に対応するため、大型用及び規格外郵便物等を区分可能な区分機の配備を行うなど、処理の省人化及び迅速化を推進しているところであり、引き続き区分機の開発・改造についても検討するものと認識しております。</p> <p>その他の御意見につきましては、今後、郵便サービスのあり方の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	<p>顧客を重視し、情報が下から上まで共有される、ボトムアップ型の組織風土への転換が促され、コーポレートガバナンス改善につながると考えるためである。</p> <p>(3) 戦略面の経営改善について  ア. 不正契約問題に係る利用者不利益の回復と並行して、不正に関与した郵便局管理職や、不正を招く過大なノルマを指示し、あるいは、ノルマに係る研修を実施した日本郵便（株）支社・本社社員を厳正処分すべきである。  郵便局最大の強みは長年地域に根ざしてきた信用にこそあり、また、高齢者配食等新たなサービス立案にもその信用が前提となっており、一度失墜した信用を回復するために組織として身を切る改革が不可欠であると考えためである。</p> <p>イ. アで空いた管理職等のポストに外部人材を登用すべきである。  組織に新しい風を取り入れることで、風通しの悪い組織風土が改善され、ひいてはオープンイノベーションによる革新的ビジネスモデル構築につながると考えるためである。</p> <p>2. 郵便サービスの見直しに係る要望について  配達頻度見直し、送達日数見直し、特別料金設定範囲拡大を認めるべきである。  企業活動の責任を負う経営者の出した策は尊重されるべきであると考えためである。</p> <p>3. その他の郵便サービスの安定的な提供に向けた検討課題  (1) 大型郵便物区分作業の機械化を検討すべきである。  1 (1) ウと同様の理由による。  (2) 物流業界と一丸となり、モーダルシフト、共同配送、輸送網の集約、AI 物流予測によるシフト・勤務の最適化等新技術の導入、協調した値上げ等、物流業界全体のイノベーションや収益向上に取り組むべきである。  現状として生産性が低い物流業界において、業界一丸となって取り組むことによって、一社では不可能な生産性向上が期待できると考えるためである。</p>	

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
14	<p>そもそも民営化した事が間違い！後の祭りではあるが。準公務員という形にでもして、市町村に運営をまかせ、警察と協力したら安否確認もできる。またサービス面目は場所が変わればニーズが違うし利便性も違うから市町村ごとに考えて貰ったら良い。連携できる所はないとダメ。インターネット等で営利目的などはじめから負けが決定してるのだから。</p> <p>【匿名】</p>	<p>御意見につきましては、今後、郵便サービスのあり方の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
15	<p>郵便というインフラは、民営化が間違いだったと思います。民営化によりサービス向上と赤字を削減出来るというのは各国で失敗しています。成功した事例が存在していません。</p> <p>赤字でも絶対に国営から、離してはならないのです。</p> <p>よろしくよろしく願いいたします。</p> <p>【個人⑦】</p>	<p>御意見につきましては、今後、郵便サービスのあり方の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
16	<p>郵便配達の日曜日休止に反対します。</p> <p>1 理由 労働力確保に苦勞しているのは、いまやあらゆる業種に及んでおり、郵便配達に限られたことではないことです。 独占的立場に安住しているとしか思えません。</p> <p>2 関連する対応 この際、郵便事業の独占を廃止し、土日配達している宅配業者などに解禁することが望ましいと思います。 普通郵便で送った文書が行方不明になることがありますが、かつて、宅配業者を通じてコンビニなどから文書を送った際、受付段階で記録されるなど、郵便と同額ながら、郵便局より取り扱い経過が明白であり、行方不明になることもなく、十分信用に値するものでした。</p> <p>【匿名】</p>	<p>本答申案にも記載した通り、我が国の有効求人倍率は2010年以降上昇傾向にあり、とりわけ職業別有効求人倍率（2018.6）を見ると「運輸・郵便事務の職業」の有効求人倍率は3.90倍で、全体平均（1.62倍）と比較しても高い状況となっております。</p> <p>日本郵便においても、労働力確保が難しい状況は同様であり、今回の見直しは、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しと考えております。</p> <p>なお、信書の送達事業については、平成15年4月、信書便法が施行され、民間事業者の参入が可能となっております。</p>

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
17	<p>日本でも移動郵便局やコンビニのゆうパックなどように集配受付や簡易郵便局、民間委託などをもっとやってほしい 例えば学校内の購買部などや 24 時間受付などでもできるといい</p> <p>また信書なども民間運送業者でも扱えるようにしてほしい 業者によっては全国一律同一運賃でなく値段もできるといい</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>御意見につきましては、今後、郵便サービスのあり方の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、信書の送達事業については、平成 15 年 4 月、信書便法が施行され、民間事業者の参入が可能となっております。</p>
18	<p>転送システムを使っているのですが 2ヶ月くらい前から 前の住所に届いている事が多くて困っています。</p> <p>よって、今までしてきたことを きちんとこなす事から 始める必要があると感じています。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑧】</p>	<p>御意見につきましては、今後、郵便サービスのあり方の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜配達中止とあるが、むしろ交通量を減らすために平日を休みにし土日のみまとめて配達したらどうか特に普通郵便は。</li> <li>配達外の業務についても平日行きづらいためむしろ土日に実施してほしい。</li> <li>・昼間に配達する必要性がないと思う。夜間に配達したらよいと思う。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しと考えております。</p> <p>御意見につきましては、今後、郵便サービスのあり方の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
20	<p>「サービス受益者負担の原則」（フリーライダーは許さない）という社会情勢の変化に鑑み、以下の制度は廃止することが適当と考える。</p> <p>●廃止が適当と考える制度</p>	<p>第三種郵便及び第四種郵便といった政策的な低廉サービスについては、その費用負担のあり方も含め、今後の課題として検討することが必要と認識しております。</p>

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	<p>第三種郵便(郵便法第 22 条)            第四種郵便(郵便法第 27 条)            第三種郵便・第四種郵便に係る料金(郵便法第 67 条第 3 項・第 4 項)</p> <p>●廃止理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「検討すべき事項として、第三種郵便及び第四種郵便といった政策的な低廉料金のサービスのあり方が挙げられる。これは、郵便創業時(明治 4 年)に、新聞紙や太政官日誌を低額の料金扱いとしたことから始まり、国民文化の普及向上を目的に、購読者の負担軽減を図ることに大きな意義があったものである。</li> </ul> <p>今日においても、公共の福祉の増進に寄与するところの多いこれらのサービスを日本郵便の社会的責任として存続させていくことの意義は大きいものの、第三種郵便や第四種郵便が現在政策的な低廉料金で提供されているということは、これらのサービスを提供する費用の一部は、他の郵便利用者によって補填されていることとなる。」</p> <p>【今回の答申(案)(全体像)〈46・47 頁〉より出典】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第三種郵便・第四種郵便は、郵便法(第 67 条第 3 項・第 4 項)で第一種郵便よりも低廉な料金を設定することが義務付けられており、構造的に赤字。最近 5 年間を見ると、第三種郵便は(毎年度)70 億円弱、第四種郵便は(毎年度)11 億円強の赤字が継続。」</li> </ul> <p>【郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会(第 2 回) 現状と課題等に関する WG これまでの検討状況(報告資料) 平成 28 年 12 月〈27 頁〉より出典】</p> <p>●結論</p> <p>以上の現状報告及び「サービス受益者負担の原則」(フリーライダーは許さない)という社会情勢の変化に鑑み、第三種郵便(郵便法第 22 条)、第四種郵便(郵便法第 27 条)及び第三種郵便・第四種郵便に係る料金(郵便法第 67 条第 3 項・第 4 項)については、劇的緩和措</p>	

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	<p>置をとりつつ廃止し、法人利用者サービス等への移行・統合が適当と考える。</p> <p>※少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策～郵便サービスのあり方に関する検討～答申（案）に係る意見募集(2019年8月8日)</p> <p>※郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)</p> <p>※太政官布告(明治4年(1871年)1月24日(新暦3月14日) 東京-大阪間に「新式郵便」開設</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
21	<p>郵便局に限らず、運送業界すべてに言えるが、報酬と福利厚生が他業種と比べて仕事内容に対して見合っていないのが原因でしょう。</p> <p>それは保育士や介護士にも言えますが、給料等が足りないなら増やすべきです。</p> <p>増やして採算が取れないなら、その業種は自然淘汰されるべき業種であったということです。</p> <p>給料や福利厚生を良くしたら郵便の維持ができないとするならば、再び郵便についてのみ行い、職員をすべて公務員とすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑨】</p>	<p>御意見につきましては、今後、郵便サービスのあり方の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
22	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 今回の答申内容については、反対である。</li> <li>2. 郵政民営化前までに、税金を投入して運送環境は整備してきているはずであるが、郵便は原則3日以内の送達など、すでにできていない。全国のネットワークを維持すると言って民営化したはずであり、こうしたことができていないことを指摘することが必要なのではないか。</li> <li>3. 諸外国と比べているが、諸外国の郵便事業と比較するのであれば、「郵便」を「日本郵便」だけ独占することが問題ではないのか。民間業者に「郵便」を開放すべきである。そうした中で、効率化等の議論がなされるのであればよいが、「日本郵便」だけの議論は、そもそも生産性がない。</li> <li>4. 労働環境が悪いのは、末端の職員・嘱託職員・アルバイトに対するものであることは理解</li> </ol>	<p>今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しと考えております。</p> <p>信書の送達事業については、平成15年4月、信書便法が施行され、民間事業者の参入が可能となっております。</p> <p>その他の御意見につきましては、今後、郵便サービスのあり方の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	<p>できるが、管理職・経営層の報酬にはなぜ手がかからないのか。そこは民間だからという理由では済まされない。国が大半の株式を保有しているのだから、しっかりと指導すべきである。</p> <p>【個人⑩】</p>	
23	<p>週5日の配達業務について、賛成です。</p> <p>その分、速達や届け日指定などのサービスを充実させれば、収益を上げることにもなるかと思えます。</p> <p>高齢者の方には電話や訪問サービスを充実させるなど、サービスで他社と差をつけて欲しいです。</p> <p>【匿名】</p>	<p>今回の郵便サービスの見直しについて、賛成の御意見として承ります。</p>
24	<p>土日に配送しないのは早計な気がする。</p> <p>世の中の流れに反しているように感じる。</p> <p>競合他社に負けまいと土日祝も営業している企業が多数ある中、週末発送の郵便物は全て週明けでは、郵便局の担当者、受け取る企業の担当者、どちらも週はじめは地獄のような忙しさだからと、休みの予定を入れにくくなりそうだ。</p> <p>【匿名】</p>	<p>今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しと考えております。</p>
25	<p>独占事業に対する規制撤廃(deregulation)による価格競争の必要性に鑑み、以下の制度は廃止することが適当と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●廃止が適当と考える制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本郵便が事実上、事業を独占している「信書」制度の廃止</li> </ul> </li> <li>●郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)で、削除が適当と考える規定条文 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第四条第2項(事業の独占) <p>「会社(契約により会社から郵便の業務の一部の委託を受けた者を含む。)以外の者は、何人も、他人の信書(特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。)の送達を業としてはならない。(略)」</p> </li> <li>・第四条第4項(事業の独占)</li> </ul> </li> </ul>	<p>信書の送達事業については、平成15年4月、信書便法が施行され、民間事業者の参入が可能となっております。</p> <p>全国全面参入型の一般信書便事業については、日本郵便との間の対等な競争条件を確保し、一般信書便事業者によるクリームスキミング(採算性の高い地域又は特定の需要者層のみに特化した形での参入)により郵便のユニバーサルサービスの維持に支障が生じることを防止するため、一般信書便事業の許可の基準等についても一定の規律を設けることが必要と認識しております。</p>

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	<p>「何人も、第二項の規定に違反して信書の送達を業とする者に信書の送達を委託し、又は前項に掲げる者に信書（同項ただし書に掲げるものを除く。）の送達を委託してはならない。」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第七十六条第1項（事業の独占を乱す罪） 「第四条の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。」</li> </ul> <p>●信書の送達についてのお願い(2009年(平成21年)12月10日 総務省ホームページ)(以下「総務省からのお願い」)</p> <p>我が国では、「郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供する」ため、郵便法により、日本郵便株式会社に郵便サービスの提供を義務づけています。</p> <p>また、郵便のユニバーサルサービスの確保に支障を及ぼさないという観点から、手紙やはがきなどの「信書」は、総務大臣の許可を受けた信書便事業者(民間事業者による信書の送達に関する法律)(平成十四年法律第九十九号)に限って、その送達が認められております。</p> <p>現在、日本郵便株式会社及び信書便事業者以外の者により、信書に該当すると思われる文書が送達されているという事例が散見されております。</p> <p>このような行為は、郵便法第4条違反となる可能性がありますので、信書の送達に関しては十分ご注意くださいたくお願いいたします。</p> <p>●石田総務大臣閣議後記者会見の概要(令和元年8月15日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本郵政株式会社に対する報告徴求 かんぽ生命保険の不適切な営業に関して、不利益を受けたかんぽ生命の契約者の特定及び権利回復とともに、顧客本位のサービスの提供に向けて、抜本的な改善策の早急な検討を求めるために、8月8日に、日本郵政株式会社に対して報告するよう求めました。</li> <li>6月19日には、日本郵便株式会社に対し報告を求めたところでございますけれども、今回、日本郵政グループ全体のガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底を図る観点から、日本郵政株式会社に対して報告を求めたものでございます。</li> </ul>	



No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	<p>今、関係省庁との話がございましたけれども、総務省は日本郵政株式会社法を所管する立場から、そして、金融庁は保険業法を所管する立場から、両省庁で連携のうえ、報告を求めたものでございます。</p> <p>総務省としては、9月末の報告結果等を踏まえまして、厳正に対処してまいりたいと考えております。</p> <p>●結論</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記「総務省からのお願い」の中で、「現在、日本郵便株式会社及び信書便事業者以外の者により、信書に該当すると思われる文書が送達されているという事例が散見されております。」と記載されており、「信書」制度は既に形骸化し破綻している。</li> <li>・上記「総務省からのお願い」の中で、「信書」制度は「郵便のユニバーサルサービスの確保」のため設定されていると記載されている。信書便事業者のハードルは高く、その結果、民間事業者の事業展開が制限されている。その上、「信書」制度が日本郵便の事実上の独占事業で価格競争が働いていない現状で、「郵便の役務をなるべく安い料金で提供」しているのか大いに疑問である。</li> <li>・上記「かんぽ生命保険の不適切な営業」に関して、「6月19日に、日本郵便株式会社に対し、8月8日に、日本郵政株式会社に対し報告を求めた」（石田総務大臣閣議後記者会見の概要(令和元年8月15日))とのことである。コンプライアンス及びガバナンスが機能不全に陥っている日本郵便のサービス確保のための事実上の独占事業「信書」制度を、今後も継続することは容認できない。</li> </ul> <p>よって、日本郵便の事実上の独占事業である「信書」制度は、廃止することが適当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
26	<p>郵便サービスのあり方に関する検討(以下「答申案」)</p> <p>●かんぽ生命保険の不適切な営業に係る日本郵便株式会社を取り巻く現状</p>	<p>今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しと考えておりま</p>

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	<p>・石田総務大臣閣議後記者会見の概要(令和元年8月15日) 日本郵政株式会社に対する報告徴求</p> <p>かんぽ生命保険の不適切な営業に関して、不利益を受けたかんぽ生命の契約者の特定及び権利回復とともに、顧客本位のサービスの提供に向けて、抜本的な改善策の早急な検討を求めるために、8月8日に、日本郵政株式会社に対して報告するよう求めました。</p> <p>6月19日には、日本郵便株式会社に対し報告を求めたところでございますけれども、今回、日本郵政グループ全体のガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底を図る観点から、日本郵政株式会社に対して報告を求めたものでございます。</p> <p>今、関係省庁との話がございましたけれども、総務省は日本郵政株式会社法を所管する立場から、そして、金融庁は保険業法を所管する立場から、両省庁で連携のうえ、報告を求めたものでございます。</p> <p>総務省としては、9月末の報告結果等を踏まえまして、厳正に対処してまいりたいと考えております。</p> <p>●日本郵便からの要望内容</p> <p>【要望1】配達頻度の見直し(土曜日配達の休止)</p> <p>⇒現在は、1週間につき6日以上郵便物を配達することとされており、日曜日と祝日を除いて配達しているが、土曜日も休配とし、週5日配達とする</p> <p>【要望2】送達日数(原則3日間以内)の見直し(翌日配達の廃止)</p> <p>⇒現在は、内国郵便物が差し出された日から、原則3日以内に送達することとされているが、従来翌日に届いていた郵便物を、原則翌々日に配達することにする等、送達日数を1日繰り下げることから、この送達日数を、原則4日以内とする</p> <p>●要望背景</p> <p>・労働環境の改善の必要性</p> <p>労働需給のひっ迫等のため、郵便法令で求められる送達の水準を維持する人員の確保や、荷物の急増に対応する人員の確保が困難化</p>	<p>す。</p> <p>なお、本答申案は、日本郵便が提供する事業のうち、郵便事業についてとりまとめたものであり、ご指摘の保険窓口業務に関する議論とは分けて考えることが必要と認識しております。</p>

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	<p>・事業収支の改善の必要性 日本郵便の将来収支予測によると、現状のサービス水準を維持した場合、郵便事業の収支は、毎年 200 億円程度のペースで営業利益が減少すると見込まれる</p> <p>●意見 答申案は、日本郵政の「荷物・郵便事業」サービスのあり方について検討されており、「荷物・郵便事業」に従事する従業員の状況が記載されており、大変ご苦労されていることと思う。</p> <p>しかし、日本郵便による「かんぽ生命保険」や「アフラック生命保険」の受託事業における不適切な営業の発覚により、日本郵便の「荷物・郵便事業」が、これら生命保険等の受託事業による収益で補われていることを世間が知ることとなった。</p> <p>それに伴い、答申案では触れられていない疑問点が浮上する。 日本郵便の全従業員のうち、「以下の各事業の従業員配置割合はどうなっているのか？」である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○荷物・郵便事業</li> <li>○かんぽ生命からの受託事業</li> <li>○ゆうちょ銀行からの受託事業</li> <li>○日本郵政以外からの受託事業(アフラック生命保険等)</li> </ul> <p>答申案では「荷物・郵便事業」の人員不足等について触れているが、日本郵政の全従業員のうち、何割が「荷物・郵便事業」に配置されているのか答申案では触れておらず、疑問点として浮上する。</p> <p>日本郵便は法令に則って郵便事業をユニバーサルサービスとして行わなければならないが(荷物事業等はユニバーサルサービス外)、収益増が見込めない「荷物・郵便事業」に十分</p>	

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	<p>な従業員の配置は考えにくいのではないかと。むしろ、今後もユニバーサルサービスを何とか維持できる従業員の配置に留めておくのではないかと。</p> <p>日本郵便としては、ユニバーサルサービスを何とか維持しつつ、収益増が期待できる受託事業に多くの割合の従業員を配置していると思われる。</p> <p>答申案の「日本郵便からの郵便サービスの見直しの要望【要望 1】【要望 2】」は、サービス改悪による国民負担を求めるものである。</p> <p>しかし、日本郵便による「かんぽ生命保険」や「アフラック生命保険」の受託事業における不適切な営業の発覚により、日本郵便の「荷物・郵便事業」や各受託事業における従業員の配置割合に大きな疑問点が出てきた。</p> <p>日本郵便は、国民へのサービス改悪による負担要求より先に、まずは、社内のコンプライアンスの徹底及びガバナンスの強化は言うまでもなく、「法令に則って郵便事業をユニバーサルサービスとして行う義務」を果たすべく、社内の従業員配置の見直し等、社内改革を進めることが最優先課題である。</p> <p>よって、国民へのサービス改悪による負担要求は順番としては一番最後であり、答申案の、日本郵便からの「【要望 1】配達頻度の見直し(土曜日配達の休止)」及び「【要望 2】送達日数(原則 3 日間以内)の見直し(翌日配達の廃止)」については、反対である。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
27	<p>郵便物が遅くなったり、土曜日に配達しなくなっても、誰も困らないと思います。今まで 82 円で全国どこでも次の日に届くことが奇跡だと思います。このようにサービス低下していくのは、働く人がいなくなるこれからの日本では仕方のないことだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑪】</p>	<p>今回の郵便サービスの見直しについて、賛成の御意見として承ります。</p>
28	<p>本年 10 月の郵便料金値上げに引き続き、土曜日配達中止とは、言語道断だ。</p> <p>ただでさえ、グループ企業とはいえ、かんぽ生命・ゆうちょ銀行による大々の詐欺というべき営業が表面化し、郵便局への信頼がまっまさかさまに落ちてきている中、全く「利用者目</p>	<p>今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しと考えておりま</p>

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	<p>線」に反した土曜日配達中止案には、空いた口がふさがらない。</p> <p>このような案が出てくる現状に鑑みると、民営の郵便事業の継続可能性はなく、土曜日配達 の維持のためにも、郵便事業を国営に戻すことをこそ、早急に検討すべきである。</p> <p>なお、そもそも、少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割、における、「等」に は、何が含まれているのか。郵便配達こそが郵便局の第一の役割であるのは当然であり、その 他の役割は、些末なものであり、他の企業などが代替可能である。郵便局の本務を忘れるな。</p> <p>以上</p> <p style="text-align: right;">【個人⑫】</p>	<p>す。</p> <p>御意見につきましては、今後、郵便サービスのあり方の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
29	<p>最近、再配達のコストが負担となっているという記事を目にすることが多く、郵便物を受け 取る側の意識を変える必要があるのではと置いていたところでした。</p> <p>郵便物の届くスピードも今のスピードが当たり前だと思っていましたが、配達する人たちの 負担が大きいのであれば、ある程度遅くなることを受け入れるように郵便物を受け取る側の意 識を変えていくしかないと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑬】</p>	<p>本答申案に賛成の御意見として承ります。</p>
30	<p>民営化をしたら、サービスがよくなると思っている人が多いのですが、私は、民営化したら、 利益を追求するので、値段が上がったり、利用が少ない商品がなくなったりするものと思っ ていました。</p> <p>今回も、その流れの中の出来事だと思うので、国民はこれを受け入れなければならないと思 います。それが民営化というものだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑭】</p>	<p>本答申案に賛成の御意見として承ります。</p>
31	<p>今でも頻繁に郵便を使っているので、影響が大きくて困ってしまいますが、たださえ消費 税が10%になり値段が上がるので、これ以上値段が上がるよりはこちらの方がまだマシだと思 う。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑮】</p>	<p>今回の郵便サービスの見直しについて、賛成の御 意見として承ります。</p>
32	<p>働き方改革が進められているので、郵便の見直しも時代の流れではないと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑯】</p>	<p>今回の郵便サービスの見直しについて、賛成の御 意見として承ります。</p>

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
33	<p>●日本郵便からの要望内容</p> <p>【要望1】配達頻度の見直し(土曜日配達の休止)</p> <p>⇒ 現在は、1週間につき6日以上郵便物を配達することとされており、日曜日と祝日を除いて配達しているが、土曜日も休配とし、週5日配達とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便法第七十条第3項</li> </ul> <p>三 一週間につき六日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること</p> <p>【要望2】送達日数(原則3日間以内)の見直し(翌日配達の廃止)</p> <p>⇒ 現在は、内国郵便物が差し出された日から、原則3日以内に送達することとされているが、従来翌日に届いていた郵便物を、原則翌々日に配達することにする等、送達日数を1日繰り下げることから、この送達日数を、原則4日以内とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便法第七十条第3項</li> </ul> <p>四 郵便物(国際郵便に係るものを除く。以下この号において同じ。)について差し出された日から三日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。)以内(郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超え二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内)に送達することが定められていること</p> <p>●日本郵便からの要望背景</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働環境の改善の必要性 労働需給のひっ迫等のため、郵便法令で求められる送達の水準を維持する人員の確保や、荷物の急増に対応する人員の確保が困難化</li> <li>・事業収支の改善の必要性</li> </ul>	<p>信書の送達事業については、平成15年4月、信書便法が施行され、民間事業者の参入が可能となっております。</p> <p>全国全面参入型の一般信書便事業については、日本郵便との間の対等な競争条件を確保し、一般信書便事業者によるクリームスキミング(採算性の高い地域又は特定の需要者層のみに特化した形での参入)により郵便のユニバーサルサービスの維持に支障が生じることを防止するため、一般信書便事業の許可の基準等についても一定の規律を設けることが必要と認識しております。</p> <p>なお、今回の郵便サービスの見直しの検討に当たっては、総務省が全国の個人及び中小企業も含む法人利用者に対して実施したアンケート調査の結果や論点整理案への意見公募の結果等を踏まえて検討しております。</p>

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	<p>日本郵便の将来収支予測によると、現状のサービス水準を維持した場合、郵便事業の収支は、毎年 200 億円程度のペースで営業利益が減少すると見込まれる</p> <p>●日本郵便の実質独占事業「信書」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便法第四条（事業の独占）</li> <li>二 会社（契約により会社から郵便の業務の一部の委託を受けた者を含む。）以外の者は、何人も、他人の信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。）の送達を業としてはならない。二以上の人又は法人に雇用され、これらの人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす</li> <li>四 何人も、第二項の規定に違反して信書の送達を業とする者に信書の送達を委託し、又は前項に掲げる者に信書（同項ただし書に掲げるものを除く。）の送達を委託してはならない</li> </ul> <p>●意見</p> <p>答申案及び日本郵便からの要望は、郵便法で定める役務について、日本郵便単独では維持できず、郵便法改正によるサービス改悪で維持できないかという内容であると理解している。</p> <p>日本郵便単独で、郵便法で定められている役務の提供が困難なのであれば、今ある社会リソースを活用することで、サービス改悪を含む国民負担を回避することができ、最も現実的な解決法である。</p> <p>その解決法は、民間物流事業者を活用することである。</p> <p>民間物流事業者の活用には、日本郵便の実質独占事業「信書」を民間物流事業者に完全解放し、郵便法の改正等（郵便法第七十条第 3 項 3 号及び 4 号の削除、民間事業者によ</p>	

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	<p>る信書の送達に関する法律の廃止)により、「信書」について民間物流事業者参入に係る規制を完全撤廃することが必要である。</p> <p>民間物流事業者参入により、日本郵便は人員不足解消や高収益事業への従業員配置が期待でき、そのうえ国民はサービス競争による利益を享受することができる。</p> <p>日本郵便は自らの要望に終始するのではなく、実質独占事業「信書」を民間物流事業者に完全開放し、民間物流事業者と共にユニバーサルサービス維持を検討する社会情勢になっていると考える。</p> <p>今回の日本郵便の要望は、日本郵便が「信書」をこれまで実質独占してきた結果、サービス改悪を含む国民負担が発生してしまい、国民に不利益な状況に陥ってしまったということである。</p> <p>つまり、日本郵便が、ユニバーサルサービスの維持が困難である以上、日本郵便が「信書」を実質独占する理由は無く、そのうえ、サービス改悪を含む国民負担が今後も増えることが予想され、国民にも不利益である。</p> <p>また、答申案及び日本郵便の要望については、土曜日の配達廃止は、土曜日に営業している企業も多数ある中で影響が懸念されること。</p> <p>さらに、配達日数の延長については、企業の定常処理(routine)への影響があることに、触れていない。</p> <p>特に、中小企業の経営や資金繰り等への影響について十分検討されておらず、公官庁や大企業だけではなく、中小企業も含めた影響分析が必要である。</p> <p>従って、日本郵便の要望【要望1・2】については、民間物流事業者と協同によるユニバーサルサービス維持の検討や、中小企業への影響分析がなされていないため、反対である。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
34	<p>今後10年くらい値上げをしないということであれば、土曜日配達をやめたりスピードダウンをするのは構わないと思います。値上げだけは勘弁してほしいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑰】</p>	<p>今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しと考えております。</p>



No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
		<p>なお、今回の見直しが実現された場合にも、日本郵便においては、引き続き、利用者ニーズを正確に分析し、利用者の生活環境に寄り添ったサービスを検討し、提供することが望まれます。</p>
35	<p>土曜配達の休止と翌日配達の廃止については、人手不足の世の中が続くことを考えると、仕方ないと思います。メールがあっても、まだまだ郵便は必要だと思いますので、郵便局には引き続き全国どこでも同じ料金で郵便物が出すことができるようお願いしたいと思います。</p> <p>【個人⑱】</p>	<p>今回の郵便サービスの見直しについて、賛成の御意見として承ります。</p>
36	<p>郵便局は民営化されたのに昔の国の時代のサービスをしなければいけない大変な状態だと思っています。郵便の数が減り、重要性自体がなくなってきている現状もあるので、土曜日配達をやめたり、スピードが遅くなっても大丈夫です。</p> <p>【個人⑲】</p>	<p>今回の郵便サービスの見直しについて、賛成の御意見として承ります。</p>
37	<p>宅配便の再配達で大変ご苦労されていることが報道されていますが、土曜日に配達をお休みしたり、郵便が1日ぐらい届くのが遅くなっても、国民は受け入れなければならないと思います。郵便局は配達している社員をもっと大事にすべきだと思います。</p> <p>【個人⑳】</p>	<p>今回の郵便サービスの見直しについて、賛成の御意見として承ります。</p>
38	<p>民営化されたのに、日本郵便が自分でサービスを定めることができないのに驚いた。法律で郵便のサービスレベルに関する規制は廃止し、郵便も一般の貨物と同じ法律で規制されるべき。</p> <p>【個人㉑】</p>	<p>信書の送達は、国民の基本的通信手段であり、その役務を全国あまねく公平に提供する必要がある、かつ、日本国憲法第21条第2項で保障するところにより信書の秘密を確保する必要があります。</p> <p>このような観点から、一般的な貨物の運送事業を規定する法律とは別に、郵便法及び信書便法に基づく、必要な規律が設けられているものと認識しております。</p>
39	<p>郵便が届く日数を見直すのは構わないのですが、月曜日は3日分をまとめて配達するようになるので、郵便屋さんの負担が逆に大きくなるのではないのでしょうか。遅くなってもかまわないのもっと分散させれば負担も減るのではないかと思います。</p>	<p>今回の郵便サービスの見直しについて、賛成の御意見として承ります。</p>

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	【個人㉒】	
40	<p>今の時代、メールや LINE のような郵便以外の連絡方法が多くあることを考えると、郵便サービスをいまのまま維持する必要はないと思います。遅くなってもよいのではないのでしょうか。</p> <p>【個人㉓】</p>	<p>今回の郵便サービスの見直しについて、賛成の御意見として承ります。</p>
41	<p>週6日配達することが法律で決められていることを初めて知りました。人手不足の時代なので郵便の土曜日の配達くらいはやめてもいいと思います。どうしても土日に受け取りたい場合は速達を利用すると思います。最近はかんぽの問題が新聞やテレビで報道されていますが、これはこれで見直す必要がある問題だと思います。</p> <p>【匿名】</p>	<p>今回の郵便サービスの見直しについて、賛成の御意見として承ります。</p>
42	<p>郵便をよく利用していますが、この度の土曜日に配達しないなどの見直しは、遠方だと木曜日にポストに入れても月曜日に配達となることから、不便となり残念ですが、社会全体の人手不足を考えると、仕方がないのかなと思います。</p> <p>【匿名】</p>	<p>今回の郵便サービスの見直しについて、賛成の御意見として承ります。</p>
43	<p>少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策～郵便サービスのあり方に関する検討～答申（案）に係る意見を述べます。貴委員会より出された答申（案）の中で、郵便物数は減少傾向となっているとされている。一方、ゆうパック、ゆうメールは急増しているとされています。また、土曜日を休止した場合、郵便事業の配達担当者約 55,000 人中、約 47,000 人分を荷物事業に再配置。さらに翌日配達の見直しで、内務深夜勤帯勤務者の約 5,600 人分が再配置可能とされています。</p> <p>これでは、単純に減少傾向にある郵便事業のユニバーサルサービスを低下させ、郵便事業の労働者を増加傾向にある荷物事業に配置転換することにより、荷物事業の人手不足を補うことになり、本質的には労働者の「働き方改革」を進めることにならないと考えます。</p> <p>まずは、荷物事業の日曜日の休止や株式会社ワーク・ライフバランスのプレゼン内容である「法律改正せずとも改革出来ることがあるので、対応すべきである。」という具体策を先に講ずるべきと考えます。</p>	<p>今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しと考えております。</p> <p>また、日本郵便によれば、今回の郵便サービスの見直しを実現された場合には、労働力の再配置が可能となり、荷物業務を含めた郵便・物流事業全体で見た場合でも、土曜日・深夜帯の勤務者数は約5割程度になり、超勤時間も縮減される等、社員の負担が相当程度軽減されるものと見込まれています。</p> <p>なお、日本郵便は、働き方改革についても、労働環境の改善とともに着実に推進する旨を表明して</p>

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	【ヤマト運輸労働組合】	おります。
44	<p>郵便サービスの見直しに賛同します。</p> <p>日本の人口は 2050 年には 9500 万人、2004 年ピーク時の 1/3 まで減少し、かつ高齢化率も 40%に近づくことが見込まれています。労働人口が減少する中、明治時代より築いてきた低料金で世界一信頼性の高い郵便サービスを継続し、社会構造の変化や情報通信技術の進展による消費者ニーズの変化に対応し、かつ、多様化するニーズに応えていくためには、企業として経営資源をどう配分するかを検討することは当然のことと考えます。</p> <p>郵便事業が労働集約的なサービスであり、郵便局員が 1 軒 1 軒配達していることは国民も周知のことであり、働き方改革、最低賃金の引上げ、人手不足の環境下、郵便料金を引上げずにサービスの見直しを図ることについても国民の理解を得られるものと考えます。</p> <p>サービスの見直しを進めるにあたっては、見直しの対象が普通扱いの郵便物、及びゆうメールに限られることや例外的な取り扱いについて十分に検討・周知して頂き、また、新技術の導入に向けた検討も先進諸国に先駆けて行って頂きたいと考えます。</p> <p>保険の不適切販売問題の渦中、世論の理解が得にくい風潮かもしれませんが、であればなおのこと、今の時期に 5 年後、10 年後の郵便サービスを見据えて、今回の検討を推し進めて頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑳】</p>	<p>今回の郵便サービスの見直しについて、賛成の御意見として承ります。</p>
45	<p>週 5 日の配達で、要員配置や要員確保、さらには 5 0 0 億円に上る収支改善が可能とのこと。私は普通郵便の配達週 3 回でいいと思う。要員が不足していることや、要員が確保できない現状、早い段階での赤字経営突入、これでは働く皆さんの賃金や一時金の希望を失います。サービスを楽しむ側として 8 0 %以上の方は週 5 日で良しとしています。週 3 日でも多くの理解者が得られると思います。それだけニーズが薄れているということです。急いで受け取る郵便物は普通郵便のなかでは思い当たりません。必要なら速達とするなどそれなりのコストを</p>	<p>今回の郵便サービスの見直しについて、賛成の御意見として承ります。</p>

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	<p>負担すべきです。民間会社ですから当然です。三種郵便で日刊紙が配達されているとのことですから配慮が必要かもしれません。</p> <p>しかし、日本郵政グループは使用頻度が極めて低くなった研修所が全国各地にあります。東京だけ残し他は売却すべし。長期の研修は東京で、短期であればホテルや公共会議室を利用すれば維持管理コストの大幅な縮減になる。また、同様に宿舎も多数あります。需要と供給バランス、建物の維持管理コスト等々考えると、賃貸アパートなどを部屋数で借り上げるなど検討が必要。いずれも跡地は売却。経営収支のお荷物となる病院やかんぽの宿、赤字施設は譲渡・売却で対処。</p> <p>ほんの一部の提案ですが、民間会社となって10年以上経過してもこういうところがなかなか抜けきれない公務員体質です。次の一手の検討素材としていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑲】</p>	
46	<p>土曜日の配達中止になることや、郵便物が届く日数に時間がかかるのはしょうがないと思いますが、この2つだけで人手不足は解消するのでしょうか。もっと工夫が必要な気がします。例えば、私は、仕事の時間が読めなくて再配達をお願いしていても受け取れないことが多いですが、郵便局が遠くてなかなか取りにも行けません。コンビニで受け取れるようになったらもっと便利なのだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑳】</p>	<p>日本郵便においては、これまでも「はこぼす」や「OKIPPA」等、利用者が郵便を受け取りやすくするための取組を行っていますが、引き続き、利用者ニーズ等を踏まえたサービスの検討を行っていくことを期待しております。</p>
47	<p>郵便は自分から出すことはほとんどなく、届くものも急ぎのものはほとんどありません。土曜日に届かなくても、スピードが多少遅くなっても影響はないと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人㉑】</p>	<p>今回の郵便サービスの見直しについて、賛成の御意見として承ります。</p>
48	<p>郵便の改悪そのものだと思います。ますます郵便離れが進むと思います。ただ、そもそも郵便を使うこと自体がなくなっているの、実は誰も困らないと思います。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しと考えております。</p> <p>なお、今回の見直しが実現された場合にも、日本郵便においては、郵便需要の拡大等の一層の経営努力による対応が必要であると考えております。</p>

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
49	<p>答申（案）の内容に賛成です。</p> <p>日本郵便株式会社は郵便の日本全国一律のサービス提供を義務付けられておりますが、安価な料金でのサービス提供を維持するため、コスト削減策を検討しなければならないのは当たり前です。</p> <p>「サービスの低下である」との論調もありますが、むしろ、これまでのサービスが過剰であったと考えるべきです。諸外国では、民営化した郵便事業を国営に戻すべきとの議論もあると聞いています。</p> <p>郵政民営化に賛成した国民も日本郵便と同様に痛みを享受する必要があります。</p> <p>もっとも、この程度の見直しであれば、必ずしもサービス低下とは言えないのではないかと思います。</p> <p>むしろ、安易に郵便料金の値上げをするという選択をしなかった日本郵便の英断を評価すべきではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>本答申案に賛成の御意見として承ります。</p>
50	<p>離島の対馬にとって郵便局はなくてはならない存在。そのネットワークを維持するためにも、郵便配達の合理化は必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑳】</p>	<p>今回の郵便サービスの見直しについて、賛成の御意見として承ります。</p>
51	<p>普通郵便と速達郵便がほとんど変わらない速度で、料金に大きな違いがあったのに疑問を持っていました。今回の改正で普通の郵便と速達との違いがはっきりするので、利用する側も明確に使い分けができるようになるので良いと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人㉑】</p>	<p>今回の郵便サービスの見直しについて、賛成の御意見として承ります。</p>
52	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件の意見募集期間を 30 日未満としたのは、なぜですか？</li> <li>・ 表紙の 4 行目「14 日付け」と 1 ページの 2 行目「14 日付」とは、字句を統一したほうがよいと思います。</li> <li>・ 1 ページの 10 行目「平成 30 年」、2 ページの 2 行目「2003 年」、40 ページの 3 行目「平成 31 年」、41 ページの 4 行目「明治 16 年」について： 和暦か西暦かどちらかに統一したほうがよいと思います。（または両者の併記でもよいと思います。）</li> <li>・ 3 ページの図表 1-2 の注の「平成 28 年」は「2016 年」と書き換えられないか？ そのほ</li> </ul>	<p>本答申案の意見公募は、行政手続法に基づかない任意の意見公募であるため、意見提出期間についての特段の定めはありません。</p> <p>今回の意見提出期間については、行政手続法（第 39 条）に定める意見公募手続の運用を参考にしつつ、郵便局活性化委員会において平成 31 年 3 月 9 日から同年 4 月 8 日まで（31 日間）意見公募を行っ</p>

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	<p>うが時系列の理解が容易になると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 ページの図表 1-4 の注 1 と注 2 は削除したほうがよいと思います。グラフには示されていないパラメータについての注釈であるから。</li> <li>・ 15 ページの最下行から上に 4 行目「DM」がダイレクトメールの略称であるならば、その旨の記載があったほうがよいと思います。</li> <li>・ 19 ページの 9 行目の「RFID」とは、何ですか？</li> <li>・ 19 ページの 11 行目「千代田霞が関郵便局」、「西新橋郵便局」、「銀座郵便局」の所在市町村名も記載したほうがよいと思います。同 12 行目の東京国際郵便局と同様に。</li> <li>・ 25 ページの図表 4-3 のクレジットの「繰り下げる」は他の箇所と同様に「繰り下げる」のほうがよいと思います。</li> <li>・ 40 ページの 7 行目「5月」は、何年のそれか？</li> <li>・ 46 ページの 4 行目「e-コマース」は、他の箇所と同様に「e コマース」のほうがよいと思います。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【個人⑩】</p>	<p>た「論点整理案」を基に本答申案を作成したこと等の事情を勘案して設定しました。</p> <p>その他のご意見につきましては、事実関係等に照らして、答申案の記載をよりわかりやすい表現に修正しました。</p>
53	<p>私立大学図書館に勤務しております。</p> <p>盆休みと年末年始休みを除き、土曜日にも開館しております。</p> <p>他の大学図書館より、所蔵図書の貸し出し、所蔵紀要に掲載されています論文の複写申し込みがありますと、ゆうメール、ゆうパック、定形外郵便で発送しています。</p> <p>郵便が 1 日で届く範囲にある大学図書館、病院図書室より、金曜日の開館直後に申し込みがあり、貸し出し図書または、論文の複写が翌週の月曜日に必要なため、土曜日に申し込まれた大学図書館に届くように送ってほしいと依頼されることがあります。</p> <p>また、貸し出し資料の返却期限日は、発送日を入れて 30 日としているため、土曜日が返却期限日となることがあります。</p> <p>土曜日の郵便配達ができなくなりますと、上記のような他の大学図書館、病院図書室からの要望に応えられなくなりますので、土曜日の郵便配達継続をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑪】</p>	<p>今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しと考えております。</p> <p>今回のサービス見直しを実施するに当たっては、日本郵便において、見直しの内容や時期に関する十分な周知を着実に実施するとともに、郵便サービスが国民とともに発展していくために必要な見直しであること等について、丁寧に国民の理解を求めていくことが必要と考えております。</p> <p>なお、今回の見直しは普通扱いの郵便物に係るものであり、ゆうパックなどの荷物の配達については、引き続き現在のサービス水準が維持されるもの</p>

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
54	<p>郵便事業における土曜日配達の休止、翌日配達の廃止については、働き方改革を推進するための有効な手段ではあると考えるが、見直しによって郵便事業から貨物事業へ安易に人員をシフトさせるだけの措置であれば、郵便事業で働く労働者にとっての労働環境の改善には結びつかないとする。また、事業者の負担軽減を、郵便法の理念であるユニバーサルサービスの維持に優先させ、国民に対するサービスの低下をもたらすことに懸念がある。</p> <p>【全日本運輸産業労働組合連合会】</p>	<p>と承知しております。</p> <p>郵便サービス見直しの必要性は理解していただいたものとして承ります。</p> <p>今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しと考えております</p> <p>また、日本郵便によれば、今回の郵便サービスの見直しを実現された場合には、労働力の再配置が可能となり、荷物業務を含めた郵便・物流事業全体で見した場合でも、土曜日・深夜帯の勤務者数は約5割程度になり、超勤時間も縮減される等、社員の負担が相当程度軽減されるものと見込まれています。</p> <p>なお、日本郵便は、働き方改革についても、労働環境の改善とともに着実に推進する旨を表明しております。</p>
55	<p>見直しは仕方ないと考えます。(どちらかと言えば賛成)</p> <p>急ぐ場合は速達を使ったりして、普通郵便に土曜日の配達や3日以内の配達までは求めています。</p> <p>いつまでに届くかはっきりしてもらえばいいです。(いつまでに届くかも分からないのは困ります)</p> <p>遅れたりなくなったりすることがないように確実に届けてください。</p> <p>【匿名】</p>	<p>今回の郵便サービスの見直しについて、賛成の御意見として承ります。</p>
56	<p>郵便サービスのあり方に係る委員会の考え方(①日本郵便の経営改善に向けた取組について、②郵便サービスの見直しに係る要望について、③その他の郵便サービスの安定的な提供に向けた検討課題)については、日本郵便の経営状況、郵便サービスの現状および今後の見通し等を踏まえた適切な判断等を示していただいたものと受け止めています。</p>	<p>本答申案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>今回のサービス見直しを実施するに当たっては、日本郵便において、見直しの内容や時期に関する十分な周知を着実に実施するとともに、郵便サービス</p>

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	<p>なお、「国民の理解が得られることが重要」とあるとおり、かんぽの不適正営業により郵便局に対する信頼を損ねてしまっている状況も踏まえ、国民・利用者の皆さまの理解を得られるのか、慎重に見極めていく必要があると考えます。</p> <p>また、「労働力不足の中でも持続可能な業務体制を構築していくことが求められている」とありますが、日本郵便の集配現場は、すでに労働力不足に苦慮している状況にあります。よって、郵便サービスの見直しにより直ちに人件費等の費用の縮減につながるものではなく、日本郵便が制度改正の要望時点において示している試算のとおり、損益上、費用縮減効果が顕在化するものではありません。</p> <p>おって、日本郵便には、雇用や処遇の維持に影響を及ぼすことなく、郵便サービスの安定的な提供に向けた適切な経営推進が求められているものと考えます。ついては、祝日や振替休日等により休配が続くことへの懸念や、その休配前後の集配体制の確立等についても国民・利用者の皆さまに明示する等、理解を深めていただくための丁寧な説明が必要だと考えます。</p> <p>加えて、郵便サービスの見直しによって郵便の利用減少が加速する懸念もあることから、郵便サービスの安定的な提供に向けて、郵便の基本料金の見直しやユニバーサルサービスコストの公的負担のあり方等についての議論も継続するべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本郵政グループ労働組合】</p>	<p>が国民とともに発展していくために必要な見直しであること等について、丁寧に国民の理解を求めていくことが必要と考えております。</p> <p>その他の御意見につきましては、今後、郵便サービスのあり方の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
57	<p>今回の答申（案）は、郵便法に基づくユニバーサルサービスである郵便サービス（郵便領域）と、貨物運送事業法に基づく民間との競争分野であるゆうパック・ゆうメール等の荷物（貨物領域）を混同した状態で議論されています。</p> <p>ユニバーサルサービスである郵便領域のサービスレベルを低下させ、競争分野にリソースを再配置することを肯定する委員会の結論には、賛成できません。</p> <p>ユニバーサルサービスである郵便サービスを見直す必要があるのか否か、仮にあるとしてもどのような見直しをすべきかについては、郵便領域に関わる状況のみを考慮して判断すべき事項であると考えます。</p> <p>郵便局活性化委員会は、郵便領域と貨物領域を明確に切り分けるよう整理を行ったうえで改めてこの点を議論し、かつ、郵便サービスの見直しに伴うリソースの再配置が、あくまで郵便領域での労働環境改善のみに振り向けることを明記すべきと考えます。</p>	<p>今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しと考えております。</p> <p>本答申案は、郵便サービスのあり方について検討を行い、とりまとめたものです。当部会としては、検討に当たっては、答申案の「はじめに」にも明記しているとおり、「ユニバーサルサービスではない荷物事業等の競争分野の事業とは切り分けて議論を進めてきた」と考えております。</p> <p>なお、制度上、日本郵便が提供する郵便事業、銀</p>



No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	<p>つきましては、下記の通り意見いたします。</p> <p>■ユニバーサルサービスの基本理念について</p> <p>郵便のユニバーサルサービスについて定めた郵便法は、「なるべく安い料金で、あまねく公平に提供することによって、公共の福祉を増進する」ことを基本理念としており（同第1条）、日本郵便が、かかる郵便のユニバーサルサービスを提供する責務を負うことを定めています（同第2条）。郵政民営化法も、「・・・日本郵便株式会社は、郵便の役務・・・が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする」として、日本郵便の責務を定めています（同第7条の2）。</p> <p>そして、日本郵便は、上記の基本理念を踏まえ、「なるべく安い料金で、あまねく公平」な郵便サービスの提供を維持できるよう、全国の郵便局舎での事業所税や固定資産税の減免措置、交通規制の免除といった優遇措置を受けています。</p> <p>■前回の論点整理案に対して当社が提出した意見</p> <p>当社は、公平で公正な競争条件（イコールフットィング）こそが、各事業者の創意工夫を生み、国民の利便性を向上させ、ひいては日本経済全体の活性化につながると一貫して主張してきました。</p> <p>その中で、当社は本年3月の総務省による『「郵便サービスのあり方に関する検討」論点整理案に係る意見募集』に対して意見を提出し、郵便サービスの見直しにより再配置可能となるリソースを郵便事業から貨物事業へシフトさせることは、ユニバーサルサービスである郵便領域のサービスを低下させ、競争分野である貨物領域のサービスを維持・向上させることに他ならず、イコールフットィングの観点を踏まえた更なる議論が必要であることを問題提起しました。</p> <p>■今回の答申（案）の問題点</p> <p>しかし、郵便局活性化委員会では、当社の意見を議論に反映させることなく、ユニバーサル</p>	<p>行窓口事業、保険窓口事業、その他の事業（物流事業を含む）については、各事業毎の収支について、総務大臣への提出及び公表が義務付けられるとともに、営業収益及び費用毎に整理方法についても定められており、各事業は切り分けた運用が行われているものと認識しております。</p>

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	<p>サービスである郵便領域と、民間との競争分野である貨物領域について依然として混同した状態で議論しています。</p> <p>具体的には、郵便サービスの環境変化に対して、ゆうパック等の荷物の推移を列挙している点（第1章）、郵便サービスの見直しに関わる要望の背景として、「荷物の急増に対応する人員の確保」を列挙している点（第4章）など、随所に混同が見られます。</p> <p>また、郵便サービスの見直しにより再配置可能となるリソースを荷物の担当業務に再配置可能（第4章）としている点については、郵便サービスの見直しとの関係で考慮されるべきは、郵便領域における労働環境の改善であるにもかかわらず、荷物等の貨物領域におけるサービスの拡充のための施策となっており、郵便サービスの見直しによる郵便領域における労働環境の改善効果について適切な検討がなされたとはいえません。</p> <p>ユニバーサルサービスである郵便サービスの見直しが本当に必要か否かについては、郵便領域に関わる状況のみを考慮して慎重に判断すべき事項であり、競争分野である貨物領域における状況を考慮すべきではありません。</p> <p>郵便領域と貨物領域を混同した状態で議論された答申に基づき郵便法が改正された場合、民間事業者との公平で公正な競争条件（イコールフットィング）が損なわれ、さらには、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供の確保につながらず将来的に国民の利便性を損ねる可能性が高いと考えます。</p> <p>これを肯定する委員会の答申（案）には到底賛成できません。</p> <p><b>■郵便領域と貨物領域を明確に切り分け、改めて真摯な議論を</b></p> <p>よって、郵便局活性化委員会は、郵便領域と貨物領域を明確に切り分けるよう整理を行ったうえで、改めて郵便サービスの見直しの必要性の有無、見直しをする必要がある場合にはどのような見直しをすべきか等について真摯な議論を重ね、ユニバーサルサービスである郵便サービスの、将来にわたる安定的な提供の確保と利便性向上につながるようすべきと考えます。</p> <p>かつ、郵便サービスの見直しに伴うリソースの再配置は、あくまで郵便領域での労働環境改善のみに振り向けることを答申に明記すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ヤマト運輸株式会社】</p>	

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
58	<p>サービスの多様化、またその変化の速度から、郵便局員の皆様のご業務範囲は多岐にわたっています。全国2万局の郵便局が地域において担う役割も多く過疎地においては期待も高まっていくことと存じます。</p> <p>そうした時代背景を受け、より少ない人数で効率よく業務を運営していくために支社・各郵便局で判断し動かせる業務領域や裁量を増やし地域特性に応じた業務選択ができるようにしていただくことを期待します。</p> <p>本社が持っている権限を各支社・局に分散するにあたって、起こりえるリスクや教育など、その対応について本質的に議論していただきたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ワーク・ライフバランス】</p>	<p>郵便局活性化委員会からの報告によれば、日本郵便においては、既に支社等に対して一部の権限を委任しているところであるが、今後も、より迅速な意思決定が可能となるよう権限委任の拡大について検討していくものと聞いております。</p> <p>日本郵便においては、一層の業務見直し等を通じたより効率的かつ有効な働き方の改善を進めていくことが求められるものと考えております。</p>
59	<p>郵便局のネットワーク維持は国の宝。</p> <p>郵便事業はその根幹であり、郵便物の取扱い物数が年々減少する中で効率化はやむを得ない事だと思えます。郵便局のネットワーク維持のために国がリーダーシップを発揮していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人⑳】</p>	<p>本答申案に賛成の御意見として承ります。</p>
60	<p>大賛成。郵便物数が年々減少する中で、この事業を安定的に継続するためには効率化か値上げしかないと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人㉓】</p>	<p>本答申案に賛成の御意見として承ります。</p>
61	<p>郵便は、郵便局の根幹を支える事業であり、未来永劫継続させなければならない。</p> <p>メール等の普及で郵便の取扱いが減少する中で効率化は避けてはとおれない。</p> <p>今後も国が積極的にコミットすべき。頑張ってください。</p> <p style="text-align: right;">【個人㉔】</p>	<p>本答申案に賛成の御意見として承ります。</p>
62	<p>当協会は、郵便局活性化委員会において日本郵便が要望しました普通郵便の土曜日配達休止に関して、第三種郵便を利用した日刊紙の土曜日配達の継続を求めています。このたびの答申（案）では、同委員会および日本郵便における検討により、普通郵便の土曜日配達の休止後も、日刊紙の配達を継続するとの結論を出していただいたことは、当協会の要望、新聞の役割や読者の利益を真摯に検討していただいたものと理解し、評価します。</p> <p>一方、答申（案）では、郵便創業時（明治4年）から続いている、第三種郵便など政策的な</p>	<p>第三種郵便及び第四種郵便といった政策的な低廉サービスについては、その費用負担のあり方も含め、今後の課題として検討することが必要と認識しております。</p>

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	<p>低廉料金サービスの在り方について、今後の課題として検討することも必要ではないかとの考えが示されました。第三種郵便制度は「国民文化の普及向上に貢献すると認められる定期刊行物の郵送料を安くして、購読者の負担軽減を図ることにより、その入手を容易にし、もって、社会・文化の発展に資する」との趣旨で設けられた制度です。</p> <p>新聞は、国民の知る権利に応え、国民が必要とする情報を毎日伝え、多様な意見・論評を広く提供することで民主主義の維持・発展に寄与してきました。日本全国で日々発行されている約3990万部の新聞のうち95%は、日本全国1万6千の新聞販売所と28万6千人の配達スタッフが、読者宅まで毎日届けています。新聞界は莫大な経費を投入し、この戸別配達制度を維持しています。しかし、新聞社や新聞販売所の経営努力にも限界があり、中山間部や離島などの一部地域では郵便局のユニバーサルサービスに依存せざるを得ません。</p> <p>国民文化の普及向上に貢献する新聞を、住む地域にかかわらず購読者が容易に入手できるようにすることは、社会・文化の発展に資するものであり、民主主義を支える知的インフラともなっています。過疎地に住む高齢者は、インターネットよりも新聞が重要な情報源となっており、購読率は都市部よりもはるかに高くなっています。政策的な低廉料金の第三種郵便制度が、これまで日本の社会・文化の発展に果たしてきた役割は、高齢化社会の今こそ重要です。</p> <p>日本郵便にしかできない低廉な第三種郵便制度の維持は、日本社会、読者にとって必要であり、不採算サービスを切り捨てるのではなく、今後も維持されることを強く希望します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本新聞協会 販売委員会】</p>	
63	<p>●石田総務大臣閣議後記者会見の概要(令和元年8月22日)</p> <p>・郵便局員に対する営業手当の補填</p> <p>問： かんぽ生命の問題について質問いたします。今回の問題を受けて、営業の自粛が続いている関係で、日本郵便とかんぽ生命のほうが、営業担当の社員の収入を補う方向で検討しているようですが、顧客対応、実態把握、実態の解明が、まだ進んでいる最中にこういった提案が行われることについて、時期尚早ではないかというような声もあると思うんですけども、両者の対応について、大臣としてどのようにお考えかお聞かせください。</p> <p>答： 日本郵便株式会社及びかんぽ生命保険株式会社が、保険商品の販売自粛で減少が見込まれる営業手当の補填を提案したとの報道は承知をいたしております。</p>	<p>今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しと考えております。</p> <p>なお、本答申案は、日本郵便が提供する事業のうち、郵便事業についてとりまとめたものであり、ご指摘の保険窓口業務に関する議論とは分けて考えることが必要と認識しております。</p>

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	<p>本件は、日本郵政グループの労使間の協議により検討されているものでございまして、総務省としてはコメントを差し控えたいというふうに思っております。</p> <p>総務省では、不利益を受けたかんぽ生命の契約者の特定及び権利回復、そして、抜本的な改善策の早急な検討を求めるために、8月8日に、日本郵政株式会社に対し、9月末までの報告を求めているところでございまして、その報告結果等を踏まえまして、厳正に対処してまいりたいと考えております。</p> <p>●意見</p> <p>労使交渉は自由である。</p> <p>しかし、本件は、日本郵便及びかんぽ生命による不適切な営業が端を発しており、不利益を受けた契約者の特定及び権利回復が、何より最優先事項である。</p> <p>ところが、日本郵便及びかんぽ生命社内では、労使交渉が何より最優先事項のようである。この現状に鑑みると、「少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策～郵便サービスのあり方に関する検討～答申(案)」は、到底受け入れられるものではない。</p> <p>従って、日本郵便の要望のうち、サービス改悪に繋がる下記について、反対である。</p> <p>&lt;日本郵便からの郵便サービスの見直しに係る要望&gt;</p> <p>【要望1】配達頻度の見直し（土曜日配達の休止）</p> <p>【要望2】送達日数（原則3日間以内）の見直し（翌日配達の廃止）</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
64	<p>土曜日配達がなくなる訳ではなく、必要な人はその分の対価を支払うということかと思う。昨今の人手不足や働き方改革の流れを見るとやむを得ない話だと思うし、何より、全国どこへでも62円でハガキを届けてもらえているということを忘れてはいけないと思う。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>今回の郵便サービスの見直しについて、賛成の御意見として承ります。</p>
65	<p>(要旨)</p>	<p>今回の郵便サービスの見直しについては、賛成の</p>

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	<p>ゆうちょ・かんぽの不適切契約問題が明らかになり、今後はゆうちょ・かんぽの取扱手数料の大幅な減少が見込まれる。郵便局の業務体制を根本的に見直し、「本業回帰」として郵便事業単体としての維持方策を実行に移さなければ、郵便事業は早期に破たんする。</p> <p>利用者が真に必要とする郵便役務に経営資源を絞り込むためには、土曜休配、サービスレベル（送達日数）の1日延長といった施策は受け入れるべきであるし、過疎地を中心に、より大胆な「絞り込み」を検討する段階に来ている。</p> <p>また、労働者にとっても、利用者にとっても、魅力ある郵便事業でなければ維持は困難となることから、郵便事業の魅力を高める方策を採るべきである。</p> <p>ゆうちょ・かんぽの不適切契約問題について</p> <p>本答申案は、ゆうちょ・かんぽの不適切契約問題が社会問題化する以前に取りまとめられたものである。しかるに、昨今の状況である。</p> <p>本答申案においても郵便事業の効率化が提言されているが、実際に求められる効率化施策とは、レベル感が異なる。</p> <p>今後、日本郵便は、ゆうちょ・かんぽからの手数料収入の大幅な減少を前提とせざるを得ないが、ゆうちょ・かんぽの営業にかかる経営資源も減少させることができるため、「本業回帰」として郵便事業単体の体質の強化に経営資源を振り向けるべきである。</p> <p>郵便局の業務体制の見直しについて</p> <p>郵便局に対し、ゆうちょ・かんぽの過剰な営業活動を求めないこととすれば、郵便局の業務体制を現在よりもはるかに効率的なものとする事ができるはずである。</p> <p>たとえば、過疎地の郵便局の業務を自治体に委託することは、ユニバーサルサービスを維持しつつ人口減少社会に対応する方策となる。過疎地のバスが自治体の補助金で維持されているのと同様、郵便事業の維持にも自治体の負担があってしかるべきではないか。</p> <p>人口減少社会であるから、郵便局長のポストも減少する。郵便局長の既得権益を守る必要は</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>その他の御意見につきましては、今後、郵便サービスのあり方の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	<p>ない。郵便創業以来の「名士、名望家」による郵便局運営と訣別する時期である。</p> <p>土曜休配、サービスレベル（送達日数）の1日延長について</p> <p>インターネットの発達した現在、即時性の求められる通信はインターネットによって行われることが通常となっており、土曜休配、サービスレベル（送達日数）の1日延長による生活への影響は大きいとはいえない。従って、受け入れることはできる。なお、個別の問題点としては次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域によっては、郵便物数が多く、月曜日の配達に支障をきたすおそれがある。土曜日・日曜日を休業としている事業所に対して、日曜日に配達しておくことも検討されるべきである。事業所としても、日曜日に配達があれば月曜日の朝から郵便物を開封して業務にかかることができるので歓迎されるだろう。</li> <li>・現状、遅配が常態化しており、サービスレベル（送達日数）の1日延長は「実態に近づける」という意味が強い。今後はサービスレベル（送達日数）の順守がより求められるので総務省としても配慮していただきたい。</li> <li>・夜間の労働力の確保が難しいというが、昼間の労働力を活用できる体制になっていない。例えば、集配局に朝早く郵便物を差し出しても、そのまま半日留め置かれ、集配局から地域区分局へ輸送されるのは夜であり、必然的に深夜労働が発生する仕組みになっている。午前中に集配局に差し出された郵便物は速達以外のものも午後一番で地域区分局に輸送し、昼間のうちに処理するようにダイヤを組み替えてはいかがか。</li> <li>・ゆうちょ・かんぽの過剰な営業活動を取りやめ、人員を郵便事業に振り向けることによっても、労働者不足の解消となる。</li> </ul> <p>郵便サービスの更なる「絞り込み」について</p> <p>ゆうちょ・かんぽの過剰な営業活動を求めずに、過疎地の郵便局を存続するためには、真に必要な郵便サービスの「絞り込み」を行うほかないものとする。例えば、配達の隔日化、郵</p>	

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	<p>便局営業日の隔日化、といった施策である。これに加え、直営主義から脱却して自治体などへの部外委託（簡易郵便局と直営郵便局の中間的な形態となろう）を進めれば、郵政労働者不足に対応していくことができる。</p> <p>また、再配達によるロス発生を防ぐためには「ゆうゆう窓口」における引き渡しが有効であるが、現状、「ゆうゆう窓口」の営業時間は短縮傾向にあり、時代に逆行している。</p> <p>魅力的な郵便事業の展開について</p> <p>郵便局員の「ノルマ」問題が社会問題化している。ノルマを課されるということは、利用者にとって魅力のない商品が売られているということであり、そのような郵便局員の仕事には魅力がないから労働者が集まらないということである。</p> <p>あらゆる「ノルマ」を撤廃し、郵便局を魅力ある職場とすれば、離職率は低下し、おのずと労働者不足は解消に向かう。</p> <p>多様な働き方へのニーズに対応し、例えば副業として夜間・土曜休日のみ働きたいという希望にこたえた勤務形態を導入すれば、夜間・土曜休日の労働者不足も緩和される。</p> <p>また、郵便需要の維持のためには、土曜休配等を補って余りある、魅力的な郵便事業でなければならないが、この点については 2021 年日本国際切手展において郵便事業の魅力が余すところなくアピールされるものと考えているので、その取り組みを注視したい。</p> <p style="text-align: right;">【個人㉔】</p>	
66	<p>配達頻度、送達日数の見直し対象とならないもの（普通郵便物以外）について、具体的に分かりづらい。料金受取人払い、特定記録は変更の対象なのか？</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>今回のサービス見直しを実施するに当たっては、日本郵便において、見直し内容や見直し時期についての十分な周知を着実に実施することが必要と考えております。</p> <p>御意見につきましては、日本郵便において周知を行うに当たり、参考とされることが期待されます。</p>
67	<p>宅配便事業や運輸事業は、これから人手不足が深刻化することが考えられ、今後の担い手も簡単に集まらない状況が考えられます。インフラとしての郵便事業を守るためにも、見直しは</p>	<p>今回の郵便サービスの見直しについて、賛成の御意見として承ります。</p>



No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	仕方ないと思います。 【個人③⑥】	
68	デジタル化が進む中、郵便の減少は避けられないと思う。しかし、災害時など通信基地が麻痺した場合は、最後に残る通信手段は郵便であり、デジタル化が進んだとしても社会インフラとして維持しなければならない。労働人口が減少する中でこのネットワークを維持していくためには、企業努力だけでは限界があると思うし、土曜日配達がなくなったとしてもやむを得ない部分はあると思う。 【匿名】	今回の郵便サービスの見直しについて、賛成の御意見として承ります。
69	郵便部門については、送達日数の延期化は認められないという考えである。また、配達頻度の見直し（土曜日配達の休止）も基本として認められないと考える。（※ただし、プレーンな形の、通常郵便については、これは認めなくもない。要するに、書留や速達などでなければ、重要性も低いので、日曜に配達が行われるのであれば、それも不可ではないだろう、との考えによってである。）  運輸部門については、徹底的に、コンビニ及び店頭受取の可能化・容易化の推進を行うべきであると考え。  これが現在の日本郵便株式会社においてほとんどなされていないのは、残念極まる事である。（なお、当方などは運輸事業の職員の負担を減らす気がまるで無い同社上層部の姿勢に憤りを覚える。当方は、他社の運輸物について、営業所受取が可能な場合は可能な限り営業所受取を行い、自宅までの配達回数を半分以下となる程度に減らしているのであるが、この様な事を日本郵便が全く行っていない事については、愚鈍、不誠実、悪質、非効率、反日本的、という認識しか持たない。）  システムのそれが容易になるように工夫し（日本郵便のシステム部門はかなり墮落しているのではあるが。）、また制度的に、配達郵便局受取、通常の郵便局店頭受取、コンビニ受取、ロッカー受取などにインセンティブ（数円から数十円の低価格化など）を設けて、運輸負荷の軽減を図るべきであると考え。	今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しと考えております。  なお、本答申案は、日本郵便が提供する事業のうち、郵便事業についてとりまとめたものです。

No.	提出された意見 【意見提出者名】	意見に対する郵政政策部会の考え方
	<p>なお、郵便部門・運輸部門に共通しての事であるが、「遅くても（2日から3日遅れても）可である」という様な明示的な意思表示を行わせる様な便を設けるのは、わりと良い解決策であると考えます。（広告物等の郵送等のまとめた配達が行えたりするようになると思われる。）</p> <p>【個人⑳】</p>	